



Title	「性同一性障害特例法」における「セクシュアリティ」の問題
Author(s)	古怒田, 望人
Citation	年報人間科学. 2019, 40, p. 21-39
Version Type	VoR
URL	<a href="https://doi.org/10.18910/71610">https://doi.org/10.18910/71610</a>
rights	
Note	

*The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

## 〈論文〉

### 「性同一性障害特例法」における 「セクシュアリティ」の問題

古怒田 望人

#### 論文要旨

2003年に制定された「性同一性障害特例法」をめぐってこれまでさまざまな議論がなされてきた。議論の中心となっていたのは「性同一性障害特例法」が阻害するトランスジェンダー当事者の人権と社会的なありようの問題であった。対して本論では、強制的な身体変容や強制不妊を要求する「性同一性障害特例法」の「セクシュアリティ」に焦点をあてる。「セクシュアリティ」をめぐってなされてきた批判的議論を通して「性同一性障害特例法」がどのようなセクシュアリティを取り込み、また阻害しているのかを見てゆく、そして最後にこの法に抗するようなトランスジェンダーの「セクシュアリティ」のあり方について考えることを試みる。

#### キーワード

トランスジェンダー、セクシュアリティ、身体、性同一性障害特例法、ポリティクス

#### はじめに

2003年に国内で戸籍上の性別変更を認める「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」、通称「性同一性障害特例法」（以下、「特例法」）が制定された。これにより、生物学上あるいは戸籍等の書類上の性別とは別の性を生きる「トランスジェンダー」（以下、TG）のひとびとが戸籍上も望む性別に変更できるようになった（「性同一性障害」とは、医学がTGに与えた病理概念で、対して、「TG」は当事者によって唱えられた呼び名）。この「特例法」の第三条に基づく戸籍上の性別変更のための要件は以下のようなものである。

- 一 20歳以上であること。
- 二 現に婚姻をしていないこと。
- 三 現に未成年の子がないこと。
- 四 生殖腺がないことまたは生殖腺の機能を永続的に欠く状態にあること。
- 五 その身体について他の性別に係る身体の性器に係る部分に近似する外観を備えていること<sup>1)</sup>。

これらの要件をめぐっては、「権利」という観点から、いくつかの問題点が指摘されてきた。第二項や

第三項は当事者の婚姻や養育の権利を奪うものとして問題視される。また、第四項や第五項にあたる内容はリプロダクティブ・ヘルスライツ（生殖に関する健康と権利）などの身体に関する権利への強制的な介入であるとして、WHO等の国際機関から批判を受けている（東,2016a,72）。

このような「特例法」の要件の問題を受けて次のような議論がなされてきた。

まず、国内の法制度を見直すべきだという議論である。例えば、夫婦である者のどちらかが戸籍の性別変更を行うと「同性同士の婚約」となるため、同性での結婚が制度上認められていない日本ではこの婚約関係が無効になる。ここから「特例法」の要件の第二項が導入されている。それゆえ、「特例法」の問題点解消のためには、同性での婚約の法的な確立といった国内の婚姻制度の見直しが必要であるとされる（田巻,2017,31-32）。またそもそも、「男性/女性」という性別の区別を当人の意思決定外で決定する戸籍制度自体がTGをめぐる制度上の問題を生み出しており、この戸籍制度自体を見直すべきであるという主張もなされている（米沢,189-195）。

次に、先述のような国際的な批判に呼応する形で、当事者の意思決定や性や生殖にかかわる権利への侵害として「特例法」を批判し、「性同一性障害」からの「脱病理化」という仕方で当事者の人権の確立を求める流れがある（東,2016b,973-978）。またこの「性同一性障害」という病理概念から、「特例法」が当事者の性を医療的側面に限定してしまい、当事者の社会的な性へのケアにかんしては看過しているとの批判もある（三橋,2006,74）。

以上のように、これまでの「特例法」をめぐる議論は日本の法制度の歪さや国内の性にかかわる人権や社会性の不備を明らかにした点で一定の功績がある。しかしながら、法制度や人権という社会的な事柄が議論の焦点となっており、「特例法」が管理しようとするTGの「セクシュアリティ」にはあまり目がむけられていない。「特例法」は、なによりも、内性器ないし外性器といった身体の変容や生殖機能の破棄を強要する点で、性愛としての性行為や生理学的な生殖を行う当事者の「セクシュアルな身体」としての「セクシュアリティ」を侵食する制度である。

そこで本論では、「特例法」の要件の問題点を、「セクシュアリティ」をめぐる哲学的議論を応用的に用いつつ、TGの「セクシュアリティ」から再考することを試みたい。

本論は次のような流れで「特例法」における「セクシュアリティ」の問題を考察してゆく。まず、「セクシュアリティ」という現象とポリティクスとの関係をみる（第一節）。次に、その「セクシュアリティ」に関わるポリティクスの構造を、具体的な「特例法」の要件からみてゆく（第二節、第三節）。そして最後に、このポリティクスに抗するTGの「セクシュアリティ」のありようを提示する（第四節、第五節）。

以上のような考察から「特例法」の問題において、TGの「セクシュアリティ」という現象のどのようなありようが賭けられているのかを明らかにしたい。そこから「特例法」は正のための新たな視点を提示する。

なお、本論の核心部分は特にMTF(male to female)TG（生物学的または書面上は男性であるが、医療処置や異性装などのさまざまな仕方で、女性として生きる性のあり方）の問題にあてられている。FTM(female to male)TG（生物学的または書面上は女性であるが、医療処置や異性装などのさまざまな仕方で、

男性として生きる性のあり方)に関しては稿を改めて詳しく論じたい。

## 1. セクシュアリティにおける「ポリティカルな境界線」

### 1.1 ポリティカルな境界線

そもそも「セクシュアリティ」とはどのような水準の現象なのだろうか。この問い合わせに対して、人類学者のゲイル・ルービンは、「性を考える」(1982)のうちで、「ジェンダーと同じく、セクシュアリティはポリティカルなものである」(Rubin,1982,180)と答えている。

ルービンによれば「セクシュアリティの領域は、[...] そのセクシュアリティに内在しているもろもろのポリティクス、もろもろの不公正、もろもろの抑圧の形態をもつ」(Rubin,1982,138)。すなわち、「セクシュアリティ」のうちには対立するさまざまなポリティカルな立場があり、それらの立場の間には不公正な関係や、抑圧的な関係がみられるのである。一義的には「セクシュアリティ」はポリティカルな水準において現象する。

実際、ルービンは80年代当時の西洋においてホモセクシュアリティが「犯罪」とみなされている状況などをつぶさに論じつつ、このようなセクシュアリティにおける「ポリティクス」が存在することを述べている。

「異性愛で結婚をしており生殖を目的とする」性行為が「正常なもの」として階層化されるのに対して、「ゲイのサウナや公園でのゲイの」性行為は、法的、社会的に「異常なもの」として階層化され、迫害される(Rubin,1982,153)。セクシュアリティのうちには、法や社会的関係をとおして、さまざまな「ポリティカルな境界線」がもうけられているのだ。

### 1.2 「特例法」におけるポリティカルな境界線

このような階層化や迫害という「ポリティカルな境界線」は「特例法」のうちにもはつきりと見て取ることができる。

鶴田幸恵によれば「特例法」によって「性同一性障害」概念が広まったことで、「[...] 当事者間に位階秩序と、他の当事者との軋轢を成立させる」こととなつた(鶴田,2009,204)。なぜなら、「特例法」の要件の第五項である「その身体について他の性別に係る身体の性器に係る部分に近似する外観を備えていること」によって、「外性器を中心とした身体がより男性的/女性的であるものがより『正当である』」(cf. 鶴田,2009,149-177) という考えが当事者間に生じたからである。例えば、MTFTGには、大きく分けて、異性装で生きる「女装者」、ホルモン投与のみ、あるいは一部の外性器のみを医療的に構築する「ニューハーフ」、ホルモン投与と外性器と内性器をすべて構築する「トランスセクシュアル」が存在する。これらの区分は、「特例法」が存在する以前までは「TG」として連続的だった。けれども、上記のような「特例法」の第五項から、「トランスセクシュアル」に該当していたひとびとの一部が他のTG(女装者やニューハーフ)と自らを「性同一性障害者」として区別し、他のTGを「正当ではない」存在として差別化す

るようになった。このように「特例法」の要件によって、それまでは存在しなかった当事者間での「ポリティカルな境界線」が形態学的、生理学的セクシュアリティに基づいて引かれるようになったのである<sup>2)</sup>。

ルービンもまた「性に関する法律は、セクシュアルなことの階層化と性愛の迫害を行うもっとも堅固な手段である。(Rubin,1982,159)」と定義する。

### 1.3 セクシュアリティに関わるポリティクス

けれども、このような「セクシュアリティ」に関わる「ポリティカルな境界線」の形成は、狭い意味でのセクシュアルマイノリティをめぐる法制度や社会的権利単独の問題ではない。そうではなく、「セクシュアリティ」に関わるポリティカルな構造の問題である。「ゲイのサウナや公園でのゲイの」性行為が社会的に「異常なもの」として境界づけられるのは、異性愛や私的空间での生殖行為がセクシュアリティのポリティカルなヒエラルキーの基準となっているからだ(Rubin,1982,152)。鶴田も、「特例法」によって広まったTG間での「ポリティカルな境界線」を、すべてのひとが生きている「より女らしく」あるいは「より男らしく」という「性別秩序」の「規範」の問題として捉えている(鶴田,2009,212)。

それゆえ、「特例法」をめぐる「セクシュアリティ」の問題の解明は、「特例法」がどのような「セクシュアリティ」全般に関わるポリティクスに由っているのかを解明することである。以下では、この作業を「特例法」の要件に沿いつつ行いたい。

## 2. 「子供なるもの」とポリティクス

### 2.1 「子なし要件」

本節では、「特例法」が根ざしている「セクシュアリティ」の「ポリティクス」の構造を解明するために、第三項「現に未成年の子がないこと」という要件を、「子供」と「ポリティクス」という観点から分析してみたい。

この第三項は、俗に「子なし要件」とよばれている。この要件は文字通り、未成年の子供を養育している場合、戸籍の性別変更が不可能だというものである。

このような要件が定められたのは次のような政府の見解によっている。その見解とは、日本の現行法では「父=男性、母=女性」という家族の図式は不可侵であり、その図式が壊れれば「子に心理的な不安やいじめ・差別などの被害が生じる恐れがあり、子の福祉」に影響を及ぼす可能性があるからだ、というものである(田巻,2017,32-33)。

確かに、英国法などではこの第三項、「子なし要件」で否定されているような事例は認められており、日本の法制度の国際的な「遅れ」としてこの第三項の問題を批判することができる(田巻,2017,33-34)。

けれども、ここではこの「子なし要件」が執拗に強調する「子供」をめぐって議論をしてみたい。というのも、戸籍の性別変更において影響を受けるのは「子供」だけではなく、パートナーや両親なども含まれるからだ。なぜ、ポリティクス=政府は、ことさら「子供」だけを強調するのだろうか。言い換えれば、

なぜ「子供」だけがセクシュアリティからポリティカルに区別されるのだろうか。この問題点を、「子供なるものthe Child」とポリティクスとの関係を論じた、リー・エーデルマンの『未来なし』(2004)における議論を参照しつつ、分析したい。

## 2.2 「子供なるもの」とその機能

エーデルマンによれば、「子供なるもの」のイメージとは「ポリティカルなものそれ自体がそのうちで考えられるに違いないロジック形作る」ものである(Edelman,2004,2)。「特例法」の第三項への政府の見解が示すように、「子供なるもの」が性に関する法制度を構成しているのである。逆に、このような「子供なるもの」を搖るがす事柄は性をめぐるポリティクスが生じる社会をゆるがす「脅威」とみなされる。

「というのも社会秩序は [...] この空想的な「子供なるもの」、すなわち（個々の具体的な）自由そのものが現実化することよりも高く価値付けられている（「子供なるもの」という）観念的な notional 自由を保存するために存在しているからだ [...]。ゆえに、この（「子供なるもの」を保存すべしという）命令 [...] を拒絶するものは何であっても、既存の社会秩序を組織することへの脅威と映るに違ひないだけではなく、[...]より不吉なものとして、社会秩序それ自体への脅威と映るに違ひないのである。」  
(Edelman,2007,11, 丸カッコ内は引用者)

実際、三橋順子によれば「子なし要件」を撤廃しようとする運動に対しては「家族秩序の破壊者」というレッテルが貼られたという（鶴田,2009,230）。またこのような子供とポリティクスの強い結びつきから、杉田水脈衆議院議員は政治的文脈において「彼ら彼女らは(LGBT)は子供を作らない、つまり「生産性」がない」という差別的言説を行った（杉田,2018, 58-59, 丸カッコ内は引用者）。

ポイントなのは、エーデルマンも述べているように(cf.Edelman,2007,11)、「子供なるもの」とは「観念的なもの notional」あるいは「象徴」だということである。

法制度が想定する「子供」とは、特定の階級や人種における具体的な「子供」ではない。そうではなく、「子供なるもの」とは、ある種の「未来」を表象する「象徴」である(cf.Edelman,2007,11)。特例法の第三項が「子に心理的な不安やいじめ・差別などの被害が生じる恐れ」という未来の可能的な象徴から「子供なるもの」を捉えていたことを想起されたい。

このような未来を表象する「象徴」であるからこそ、「子供なるもの」は、「社会秩序のテロスをわたしたちのために具体化してきたし、またそれによってこの社会秩序が永続的な信用のうちにとどめられるものとみなされてきた(Edelman,2007,11)」。「特例法」の第三項にかんして政府が「子の福祉」を引き合いに出していたように、「子供なるもの」とは、戸籍の性別変更を望む者が従属すべき社会の未来の象徴的な「テロス」なのだ。

さらに、エーデルマンはこのような「子供なるもの」の構造を“reproductive futurism”と定義づける(cf. Edelman,2007,2)。たしかに、ここでエーデルマンは生殖reproductionを一義とする「ヘテロ中心主義的」

が「子供なるもの」という象徴の中心的な構造であることを示している。けれども、エーデルマンの言う“reproductive”とは、「子供なるもの」の「機能」をも示していると考えられる。その「機能」とは、「子供なるもの」という「象徴」のもとに、絶えず「同じ」社会構造が再生産 re-productionされるという同一性の機能である(Edelman,2007,21)。実際、戸籍の性別変更に「子供」が関わることは、「未来→=子供なるもの」に依存する「ポリティクス」の「父=男性、母=女性」というヘテロ中心主義的な家族の構造が形成する「同一性=再生産」を揺るがすおそれがあるために、特例法の第三項によって否認されている。だからこそ杉田は「生産性=生殖」という「父=男性、母=女性」に根ざした日本のポリティカルな構造に訴えることで、そのような構造を変化させる可能性のあるLGBTを差別したのだ。

以上のような「特例法」における「子供なるもの」のうちにはセクシュアリティが根ざす「ポリティカルな境界線」がある。ルービンは「法律は極めて激しく、子供であることの「無垢さ」と「大人の」セクシュアリティの間の境界線を維持しようとする(Rubin,1982,161)」と述べる。言い換えれば、性にかかわる法律、そしてその法制度によってなりたつ社会秩序は「子供なるもの」と「セクシュアリティ」の間に堅固な境界線をもうけるのである。戸籍の性別変更という「セクシュアリティ」にかかわる事柄から「子供なるもの」を分断する「特例法」の第三項がこの「ポリティカルな境界線」を如実に示している。

このように「特例法」は、既存の家族構造だけではなく、既存のポリティカルな社会秩序の基盤（＝「子供なるもの」）を強化し、その基盤を瓦解させるような「セクシュアリティ」を排除している。

未来を表象する「象徴」による同一性=再生産の機能が、「特例法」が由っている「セクシュアリティ」に関わる「ポリティクス」である。

### 2.3 ポリティクスに抗するセクシュアリティ

では、逆に、このような「ポリティクス=子供なるもの」に抗する「セクシュアリティ」は存在しうるのだろうか。

これはエーデルマンが『未来なし』で「クィア queer」という概念で提起した問い合わせである。エーデルマンは「ポリティクス=子供なるもの」に対する「クィア」というセクシュアリティを以下のように定義している。

「[...] だから、クィアは社会組織それ自体を擾乱し、ずらしてゆく=クィアにしてゆく queering ことを要求しなければならない。また、クィアは、「私たち自身」を、またそのような社会組織へのわたしたちの供給をずらしてゆくことを要求しなければならない。というのも、クィアネスは決して一つの同一性を意味することはありえないからである。つまり、ただクィアネスはつねに同一性を擾乱するだけなのだ」(Edelman,2004,17)

エーデルマンにとって「クィア」とは徹底的にセクシュアリティに関わる「ポリティクス」の同一性=再生産を擾乱させる運動なのだ。

本論は、このようなエーデルマンの立場そのものには賛同し、同じ戦略を「特例法」に対して取ることになる。

けれども、エーデルマンは「子供なるもの=未来」としてのポリティクスに抗するために、「政治的な自己破壊性(Edelman,2007,30)」を強く強調している。というのも、エーデルマンによれば、「自己」とは、その同一性=再生産というあり方において、“reproductive futurism”というポリティクスのエージェントだからである(ibid)。それゆえ「死の欲動」を介した徹底的な自己破壊の否定的な運動こそが「子供なるもの=未来」に抗する「クィア」という運動なのである(ibid)。

だが、井芹真紀子が述べるようにこのようなエーデルマンの「未来の放棄や失敗といった圧倒的な否定性のもとにお生き延びることができる強靭な身体（井芹,2013,53）」の想定は、「クィア」を理念的な水準に落としてしまう危険性をはらんでいる。自己破壊に至るほどまでの身体とは、それこそエーデルマンが批判する非現実的な「観念的な象徴」へ結びつく可能性がある。

それゆえ本論では、1)エーデルマンの反同一性=再生産という立場そのものは引き受けつつ、2)このようなポリティクスの構造に抗するような「セクシュアリティ」の水準を、エーデルマンのような自己破壊のうちにではなく、ポリティクスの同一性=再生産という機能に還元されないようなオルタナティブな「セクシュアルな身体」のうちに垣間見たい。

そこで以下では「特例法」を、今度は「セクシュアリティ」を主題として分析してみたいと思う。

### 3. 性行為と「ポリティカルな境界線」<sup>3)</sup>

#### 3.1 TG 間での排除

鶴田が三橋に行ったインタビューによれば、「特例法」が制定され日本での戸籍の性別変更が可能になった2003年当時、「特例法」に則って自らを「性同一性障害」と認めるひとびとのコミュニティーを作ったのは女装者やニューハーフたちだったという(鶴田,2009,221)。しかし、先述のように、「性同一性障害」という言葉が一般に浸透してゆくにつれ、むしろ女装者やニューハーフたちは「性同一性障害者」のコミュニティーから排除されていった(ibid)。

なぜこのようなポリティカルな排除がTG内で起きるのか。この排除のうちに「特例法」のセクシュアリティに関わる「ポリティカルな境界線」が存在する。

ところで、「特例法」の先の第三項や第四項「生殖腺がないことまたは生殖腺の機能を永続的に欠く状態にあること」がいまだに当事者たちの間でもあまり問題視されないのは、当事者が一元的なセックス観に縛られていることがひとつはある。たとえば、「女性は性欲がない。女性の心をもつのであれば男性の意味が付与されたペニスを嫌うはずだ。だから子どもをもつ男性は性欲があり、ペニスを受け入れていることが自明であるため、女性になりたいと主張してもそれは偽りだ」といった一元的なセックス観が当事者たちのうちに存在する(cf.鶴田,2009,230)。

それゆえにナルセックスのようなセックスでセックスワーカーとして働くことの多いニューハーフや、

そのような性行為をすることのある女装者たちが他の当事者によってTGの間で排除されたのだ。このように「特例法」を介して、それまで連続していたTG当事者間に性愛という「セクシュアリティ」をめぐって「ポリティカルな境界線」がひかれていた。

そして、これらの一元的なセックス観とポリティカルな排除の裏には、日本社会そのものに根差す「セクシュアリティ」に関わるポリティクスの問題がある。

### 3.2 一元的なセックス観とポルノグラフィ

ところで、日本での性行為の公的言説はきわめて限られたものである。教育現場でもかぎられた性の知識しか与えられない。日本で性行為を公に語ることはたえず、暗に、倒錯的な行為、ないしは単なる「笑い話」としてタブー視されている。その結果、日本のひとびとはアダルトビデオなどのポルノグラフィからステレオタイプ的なセックス観を得ることしかできず、彼らのセックス観は一元化されている。それ故に、先のような一元的なセックス観が現れるのだ。

では、性行為が日本でタブー視される原因はなんなのだろうか。

レオ・ベルサーニによれば、ポルノグラフィが生産する一元的なセックス観は、男性優位の権力的なポリティクスを形成するものだという。ベルサーニは、「直腸は墓場か?」(1988)において、キャサリン・マッキノンやアンドレア・ドウォーキンといったリベラルなフェミニストの議論を参照しつつ、「いわゆるノーマルなセクシュアリティがすでにポルノグラフィ的である(Bersani,1988,20)」と述べる。ポルノグラフィは、男性による女性への一方的な男性器の挿入という一元的なセックス観を「ノーマル」なものとして生産する。

そして、ベルサーニいわくポリティクスではなく、「セクシュアルな快楽がポリティクスを「生み出す」(Bersani,1988,18)」のだ。ポルノグラフィが生産する一元的なセックス観は、そのまま「セクシュアリティ」に関するポリティクスを形成するものになる。ポルノグラフィはひとつの「ポリティカルな境界線」を形成する装置なのである。

このような主張は、先の一元的なセックス観によるTGの間での排除という関係性からみてとれる。一元的なセックス観という「セクシュアルな快楽」が当事者によるTG間の排除という「ポリティカルな境界線」を形成していた。

日本におけるポルノグラフィというこの象徴的なあり方が、ピエール・ブルデューの言葉を借りれば「男性支配」という「象徴的暴力（ブルデュー,1998,12）」を生み出し、TG間におけるようなポリティクスを生むのだ。ポルノグラフィが「男性支配」という象徴からなるポリティクスを再生産し続けるのである。

それゆえ、日本で性行為が公的にタブー視されているのは、性行為がポルノグラフィによって男性中心主義的なものとして政治化されているからだと推論できる。ポリティクスにおける男性支配を維持するためには、ポルノグラフィ以外の表象や言説は排除されなければならない。だからこそ、アナルセックスのような非男性中心主義的な性行為を表象する存在（女装者、ニューハーフ）は排除されなければならないし、そのような性行為にかかわる言説はタブー視される。

そもそも、選択的夫婦別姓すらいまだに法的に十分に認められていないのに、「特例法」によってなぜ戸籍の性別変更が認められたのだろうか。それは「特例法」がTG当事者をこのような「男性支配」というセクシュアリティをめぐるポリティクスの中で管理することができるからだ。

夫婦別姓は女性に男性と同等の権利を与え、日本の「男性支配」を揺るがすために容認されない。対して「特例法」における戸籍の性別変更は第三項と第四項を要件とする。未成年の子どもがおらず身体変容した男性はその来歴的にも外見的にも形態学的に女性に分類されるため、ナルセックスという見方が捨て去られ、この「男性支配」を擾乱することはないのだ。男性中心主義的社会に「無害な」「一定の」TG当事者を生産することができるために「特例法」は承認されたのだ。

生理学的かつ性愛的な「セクシュアルな身体」の管理という「男性支配」が自然な仕方で行われるひとつの制度が「特例法」である。

### 3.3 アナルセックスへの忌避の理由と「セクシュアルな身体」

それにしても、なぜアナルセックスのような性行為の表象や言説は徹底的に排除されるのだろうか。

ベルサーニよれば、アナルセックスが社会的に忌避される理由は、アナルセックスの挿入「される」という「受動的」関係性において、男性性の支配的権力が転覆するからだと述べる。アナルセックスは、男性中心主義的なセックス観である男性「による」一方的な男性器の挿入という一元的なセックス観を、男性「への」挿入という仕方で、擾乱する。まさに、アナルセックスという「セクシュアルな快楽」が男性中心主義からなるポリティクスを書き換えてしまうのだ。この実例として、同性愛が公的に認められながら、アナルセックスが忌避されていた古代ギリシャのケースをベルサーニは以下のように述べている。

「いいかえるならば、古代アテナイにおける「受動的な」アナルセックスへの道徳的なタブーは、なによりもまず一種の社会的権力の衛生学として定式化される。「挿入されるということは権力を放棄するということなのだ。」(Bersani,1988,19)

アナルセックスは、男性中心主義的な主体のポリティカルな権力を、「挿入される」という「セクシュアルな快楽」において、放棄させる現象なのである。

このようなポリティカルな権力との関係のために、アナルセックスのような性行為の極端なタブー視があるのである。

けれども、逆に言えばアナルセックスのような性行為のうちにこそ、子供や男性支配からなる「象徴」としての「ポリティクス」に抗するような「セクシュアリティ」のありかを見出すことができると考えられる。「男性支配」ではないような「セクシュアリティ」とは、「権力を放棄する」という主体のある種の「解体」を意味する。言い換えれば、「セクシュアルな快楽」を介した、同一的=再生産的な主体性の「解体」が、「ポリティクス」を擾乱するような「セクシュアリティ」のありかなのである。

ここで重要なことは、このような「権力の放棄」という体験から、ベルサーニが一元的なセックス觀によって「政治化」されてしまった「セクシュアリティ」を、Analセックスのような、体験されている「セクシュアルな身体」の水準にもう一度送り返そうと試みていることである(cf.Bersani,1988,26-28)。「特例法」のようなポリティクスという観念的な「象徴」が不可視化させている「具体的な=身体化された embodied」セクシュアリティの水準にベルサーニは目を向けているのだ。それゆえ、ベルサーニはポルノグラフィを一方的に批判し、「セクシュアリティ」を、多様性という名の下に、「理想化」するフェミニズムやクィア理論の立場を批判する(cf.Bersani,1988,29)。そのような立場は、ベルサーニにとって、「セクシュアリティ」が生きられる「セクシュアルな身体」を不可視化させる立場にはかならない（エーデルマンの極端な戦略も、このような「理想化」に含まれるだろう）。

では、ベルサーニが述べる「具体的な=身体化された embodied」セクシュアリティの水準とはどのようなものなのか。そこから、「特例法」のようなポリティクスに抗する「セクシュアリティ」の水準を記述したい。

#### 4. ポリティクスに抗する「セクシュアリティ」

##### 4.1 反復としてのセクシュアリティ

ベルサーニが「直腸は墓場か？」で言及している「具体的な=身体化された」セクシュアリティは、同著の『フロイト的身体』(1986)において分析されたセクシュアリティのあり方に由っている（ベルサーニ,1988,24-25）。それゆえ、ベルサーニがこの『フロイト的身体』で展開したセクシュアリティ論を追う必要がある。そこでは、「セクシュアルな身体」がセクシュアリティに関わるポリティクスを書き換えるようなものとして現れてくるだろう。

ベルサーニは、『フロイト的身体』において、フロイトの『性理論のための三篇』(1905)の通俗的な解釈、前性器的なセクシュアリティの段階は、性器的なセクシュアリティの段階に従属しているという目的論的な解釈を退ける。この解釈に対抗して、ベルサーニは、フロイトの『性理論のための三篇』が提示するセクシュアリティに固有の「反復」運動を捉えようとする。

「しかしながら、『性理論のための三篇』において、不快なことの不可思議な反復（あるいはその強化さえも）が、明らかに、セクシュアリティに固有のものとみなされている。」(Bersani,1988,34-35)

ベルサーニは、フロイトが『性理論のための三篇』のなかで暗に強調しているように<sup>4)</sup>、セクシュアリティが、一方向的な目的論的な現象ではなく、ある種の「反復」という運動であることを明らかにしようとしている。

ベルサーニのフロイト解釈に従えば、私たちのセクシュアリティは「前駆快感」と「最終快感」という「セクシュアリティそのものの二つのまったく異なった存在論」に分類することができる(cf.Bersani,1986,33)。後者が男性性器に依存した「排出あるいは緩められた緊張(Bersani,1986,32)」という「セ

クシュアルな満足感 satisfaction(Bersani,1986,33)」であるのに対して、前者はこのような性器中心的ではない「セクシュアルな興奮=高揚 excitation(ibid)」である。つまり「セクシュアリティ」の起源には、一方的な性器の挿入という「男性支配」のセクシュアリティとは異なった現象があるのだ。そして、この「前駆的快感」のうちにベルサーニはフロイトがセクシュアリティのうちで捉えた「反復」という運動を見出す。

ベルサーニはこの「セクシュアルな興奮=高揚」からなる「前駆的快感」を、フロイトが前性器的な幼児期のセクシュアリティの領域とみなした「性源域 erotogenic zone」に属するとみなす。「性源域」とは、幼児期におけるオーラルセックスに連なるような口腔的な行為とアナルセックスに連なるような肛門的な行為という前性器的な行為に分類される (cf. フロイト ,1905,231-248)。性器中心的ではないセクシュアルな欲望の起源に「性源域」は位置している (cf. フロイト ,1905,257)。

ところで、ベルサーニは、フロイトがこの性源域に属する「セクシュアルな興奮=高揚」においてはある種の「不快」を伴う「緊張感」が前景化することを『性理論のための三篇』で強調しているとする (Bersani,1986,33-34)。『性理論のための三篇』での次のような発言を参照されたい。

「性的に興奮したときの特徴である緊張については、一つの問題がつきまとっている。困難な問題ではあるが、それだけにまた、これを解決することは性的過程を理解するうえで重要である。心理学の世界ではこの問題に関してはさまざまな意見が錯綜しており、どうにもならなくなっているが、わたしはそのなかにあって、緊張感には不快という特徴がまとわりついているはずだという意見をしっかりと守り抜くつもりである。」(フロイト ,1905,268-269)

なぜ、このような「不快」、あるいは「ある種の苦痛(Bersani,1986,34)」を伴うような「緊張感」として「セクシュアルな興奮=高揚」が語られるのか。ここで、ベルサーニは「セクシュアルな興奮=高揚」における「反復」運動に注目する。

フロイトによれば性器的段階のセクシュアリティにおける「対象発見とは本来、再発見（フロイト ,1905,284）」、言い換えれば前性器的な性源域にその欲望の対象を再び見出すという「循環 (Bersani,1986,35)」である。例えば、口腔的行為における乳房という起源的なセクシュアルな対象への欲望は、さまざまな口腔への刺激（例えば「キス」）として、反復される (cf. フロイト ,1905,232)。セクシュアリティは、満たされることなく、ただ性源域におけるセクシュアルな対象の「再発見」という仕方で「反復」されるのだ。このような「反復」という運動から、ベルサーニは前性器的な性源域の段階は性器的な段階に「統合」されるという目的論的なフロイトのセクシュアリティ論解釈を退ける (Bersani,1986,35)。

そして、この性源域に属するセクシュアルな対象の「再発見」という「反復」のプロセスにおける「わたしたちが驚くべきほどに信頼している最初の対象のありようほど、フロイトにあって不確実なものはない。(Bersani,1986,35)」。性源域とは、対象との関係であると同時に、自体愛的（ナルシスティックな）体験である (cf. フロイト ,1905,232-233)。それゆえ、「(性源域に属する) 起源的なセクシュアルな対象の再発見は、同様の方法によって唇を刺激することができる対象の領有に較べれば、ほとんど重要ではな

い (Bersani,1986,35,カッコ内は引用者)」のである。例えば、性源域の口腔期のセクシュアルな対象は、乳房から「口唇そのものの一部、舌、あるいはその他-足の親指も含め-口のとどく任意の場所の皮膚 (フロイト,1905,230)」へと広がってゆく。反復される欲望が目指すセクシュアルな対象のありかはつねに曖昧で多義的なのだ。

けれども、この起源的なセクシュアルな対象の曖昧さと多義性ゆえに、起源的なセクシュアルな対象との同一化、合一は果たされず、ある種の不一致からなる「苦痛」という「緊張感」をともなった「セクシュアルな興奮=高揚」の「反復」が絶えず生み出されてゆくことになる。

「発生的に言えば、セクシュアリティはやりそこないの経験から切り離すことができないのである。言い換えれば、過去（幼児期=性源域）における欲動的な快楽の可能性は、すでに、そして始めから苦痛の現実と切り離すことができないものだったのだ [...]。人間のセクシュアリティとは、ある種の心の動搖、自己の安定性と搖ぎ無さ integrity に対する脅威として構成されている [...]。幼児期のセクシュアリティにともなう苦痛にみちたもろもろの不一致は、消滅へと単純に行き着くどころか、現実には、こうした苦痛にみちた不一致の連続と力に寄与している。 [...] むしろこの不一致、対立、そしてやりそこないはおそらく、心の過程をセクシュアルなものにすることに必然的にともなう緊張感に寄与している。」(Bersani,1986,60-61, カッコ内は引用者)

セクシュアリティは、性源域に属するセクシュアルな不確かで多義的な対象の発見ゆえに完結することのない「反復」（「再発見」）という「やりそこない」ないし「不一致」と強く結びついている。それゆえ、性源域に属する「セクシュアルな興奮=高揚」は、そういった「やりそこない」や「不一致」が喚起する苦痛を伴った「緊張感」として生じるのだ。そこから、セクシュアリティにおける「セクシュアルな興奮=高揚」を「自己の安定性と搖ぎ無さ」が瓦解するような体験としてベルサーニは描く。

#### 4.2 反復とセクシュアルな身体

そしてベルサーニはフロイトがこのような「セクシュアルな興奮=高揚」を「非常にたくさんある内的過程の強度がある定量の閾値を越えさえすればただちに、これらの内的過程の副次的作用として」生じるとする発言 (cf. フロイト,1905,263) を以下のように解釈する。

「[...] 次のようなときに、セクシュアルな興奮=高揚という快感と不快の緊張が生じる。それは身体の感覚の「通常」の領域を超過したとき、また、感覚的、あるいは情動的過程によって、身体的な組織と両立しているこれらの感覚的、あるいは情動的過程を「越えて」自己の組織が擾乱されたときである。」(Bersani,1986,38)

「セクシュアルな興奮=高揚」の「緊張感」は、身体感覚の通常の水準を越えるとき、あるいは身体の

感覚、情動によつた自己の構造がこれらの感覚や情動の超過によつて擾乱されることで生じるのである。「セクシュアルな興奮＝高揚」の緊張感を伴つた「反復」は「セクシュアルな身体」の感覚や情動のある一定の水準で生じるのである。

このようなことからベルサーニは以下のようにセクシュアリティを定義する。

「セクシュアリティとは、その起源が、私たちが曝される刺激の量と、これらの刺激にあらがう、あるいはフロイトの表現を使えば、これらの刺激を拘束することができる自我の構造の発達との、人間の生における「ズレ」あるいはギャップに依拠するかぎりで、固有に人間的な現象なのである。また、このセクシュアリティの「神秘」は、私たちがこの動搖の緊張を私たちから取り除こうとするばかりでなく、それを反復しさらには増大させようとさえすることに存在している。」(Bersani,1986,38)

「セクシュアリティ」とは、通常の身体感覚や身体性を超過する「セクシュアルな興奮＝高揚」とその「反復」の構造において、主体に亀裂が入る（「ズレ」）身体的な現象（「刺激」）なのである。

#### 4.3 ポリティクスを超過するセクシュアリティ

それゆえ、セクシュアリティは「象徴」からなるポリティクスに反して、自己の同一性の瓦解（「ズレ」）という意味で「男性支配」のような性器中心主義的な主体の同一性＝再生産を擾乱する構造を内包している。だからこそ、性源域に属する肛門セックスは権力的な主体の「解体」なのである<sup>5)</sup>。

身体がそのセクシュアリティを生きるある種の仕方は、エーデルマンが「子供なるもの」という概念で示したような「象徴」の機能を超過してゆく。「象徴」の同一性＝再生産的な、ポリティカルな主体に対して、「セクシュアルな身体」は絶えず動搖する主体の瓦解としての「セクシュアルな興奮＝高揚」である。それゆえ、ベルサーニは「直腸は墓場か？」でファルス中心主義（＝男性支配）を批判しつつ以下のように述べている。

「つまり、ファルス中心主義とは一義的には、女性の力の否定ではなく（それが常にどんな場合においても女性の力の否定へ帰結することは明白であるが）、なによりもまず、男性と女性における無力の「価値」というものの否定なのである。ここでいう無力の価値とは、やさしさや非攻撃性の価値、さらには受動性の価値ですらない。それよりももっとラディカルな自己の崩壊と不真面目さなのだ。」(Bersani,1988,24)

ファルス中心主義、男性支配のポリティカルな同一性＝再生産に、「ラディカルな自己の崩壊と不真面目さ」という自己瓦解的なセクシュアリティが対立する。

## 5. トランスするセクシュアルな身体

### 5.1 セクシュアルな身体の拡張、変態する欲望

けれども、ベルサーニの述べるセクシュアリティの破壊性とは単なる「主体の消滅」ではない（ここにエーデルマンとのポリティクスへの戦略との差異がある）。というのも、ファルス中心主義とは異なった主体の瓦解としてセクシュアリティを提示することで、ベルサーニは身体それ自体をセクシュアリティとして捉えようと試みているからだ。

「人間のセクシュアリティについての探求は、対象の特定性と器官の特定性からセクシュアルなことを徹底的に切り離すことにゆきつく。」(Bersani,1986,39)

「対象の特定性と器官の特定性」つまり、ファルス中心主義=性器中心主義的な身体のあり方からの切り離しが、セクシュアリティを探求することなのである。ベルサーニは性器本質主義的なすべての観点を組みかえることが、セクシュアリティの解明であると述べるのである。具体的には、以下のように記述される。

「起源的な対象を「再発見」するための努力とは、いかなる対象も特権化されていない段階、セクシュアリティがどのような源泉からも生起する可能性がある段階（わたしたちは、乳房、親指、ぶらんこ、思考などによって刺激されうる）、そして最後には、身体のどのような部分も潜在的には性源域であるような傾向への試みられる回帰であろう。」(Bersani,1986,39)

「身体のどのような部分も潜在的には性源域であるような傾向への試みられる回帰」が、セクシュアリティの「反復」（「再発見」）という運動においてはなされている<sup>6)</sup>。起源的なセクシュアルな対象が曖昧であることや通常の身体感覚や情動を介した自己の超過にともなう緊張感による「セクシュアルな興奮=高揚」としての「反復」は、身体の性器中心主義的なあり方の瓦解へと結びつく。ベルサーニが提示したセクシュアリティに固有の「反復」運動という「セクシュアルな興奮=高揚」は、性器中心主義的な身体を書き換える運動なのである。

ベルサーニは性器本質主義的な観点から身体を解き放ち、身体のあらゆる部分がセクシュアリティとして生成しうること示しているのである。身体とは単なる物質ではなく、セクシュアリティという運動なのである。このような、ベルサーニの試みは「セクシュアルな身体の拡張」、あるいは「変態する欲望」と定義づけられるだろう。ベルサーニの定義するセクシュアリティにおける自己「解体」とは、性器中心主義的な身体=主体の「拡張」、絶えざる「変態」なのだ。この性器中心主義という「権力を放棄する」という意味でベルサーニの論じる「セクシュアルな身体」は、ファルス中心主義に根ざしているような「男性支配」的なポリティクスの同一性=再生産をオルタナティブな身体の水準で解体するものなのだとえる<sup>7)</sup>。

## 5.2 TGにおける「セクシュアルな身体」

そして、このようなベルサーニのセクシュアリティの解釈はきわめてTG的なものであると考えられる。というのも、TGは生理学的、形態学的に与えられた所与としての身体とは異なった身体のあり方にセクシュアリティ、「セクシュアルな興奮＝高揚」を感じるからだ。TGは、異性装や医療行為を介して、生理学的、形態学的な身体＝既存の性器に従属する身体とは異なった身体を欲望する。

例えば、三橋によれば女装者の身体表現は「女性ジェンダー・イメージの過剰演出」、「現実にはそんな女性はほとんど存在しない」ようなある種の「幻想」にまで移行するという（三橋,2006,67）。ここでは当の女装者が望む「女性性」という型が、その女装者のセクシュアルな身体の変態への欲望（「幻想」）によって擾乱されている<sup>8)</sup>。また、タリーア・ベッチャーは陰茎形成手術前のFTMTGがディルド（男性器に似せた性道具）を用いることでフェラチオをされているかのようなオーガズムの感覚を、「空想 fantasy」を通して体験する現象を記述している（cf.Bettcher,2014,609-610）。ここでも、生理学的、生物学的な身体がTGの欲望（「空想」）によって拡張され変態している。

ガイル・サラモンはTGの身体性を論じつつ、ベルサーニと同じく『性理論のための三篇』における性源域の「変わりやすさや可塑性」(Salamon,2010,20)に注目する。サラモンによれば、精神分析的な観点において「身体は、物質の单一的な形成、特にただひとつの性別を与えられ、ただひとつの性別によって得られる物質の单一的な形成というよりも、より複合的で拡張的capaciousなものであると理解される」(Salamon,2010,14)。TGの「セクシュアルな身体」は、ベルサーニが精神分析を介して提示した「セクシュアルな身体の拡張」、あるいは「変態する欲望」と結びつくのである<sup>9)</sup>。

これまでの議論を踏まえて言い換えるのならば、TGのセクシュアリティとはまさに「特例法」のようなヘテロセクシャル的な性器中心主義の「男性支配」的な主体のありようを擾乱するセクシュアリティなのである。Analセックスのような「特例法」が不可視化しているTGのセクシュアリティ、それは「特例法」のようなポリティクスという「象徴」を踏み越えてゆくような「セクシュアルな身体」の現象なのである。

## 6. おわりに代えて

TGが生きる「セクシュアルな身体」は、「セクシュアリティ」が関わる男性支配的、子供中心主義的なポリティクスを書き換える力をもつていていることが分かった。

逆に言えば、「特例法」はこのような力をもつTGの「セクシュアルな身体」を、身体変容や生殖機能の剥奪の強要という仕方で、管理している。

「特例法は当事者たちに、「自身の快適さが達成される身体」ではなく、「法を基準にした身体」を選ばせているのである。」（吉野,2008,388）。

このように特例法はTG自身の「変態する欲望」（「自身の快適さ」）を法的に管理することで、TGの「セクシュアルな身体」のもつ現行のポリティクスへ抵抗することのできる力を不可視化しているのである。ここに「特例法」とセクシュアリティをめぐるひとつの大きな問題がある。

このようなポリティクスの抑圧に対抗する手段についてブルデューは以下のように述べている。

「象徴的暴力は、啓蒙するだけでよいような欺かれた意識ではなく性向に基盤をおくのであり、性向が支配構造の産物であり支配構造にあわせて調節されている以上、象徴支配の犠牲者が支配者に与えている共犯関係の断絶は、支配者の視点を支配者と被支配者自身に当てはめてしまうような性向の社会的な生産条件のラディカルな変容にしか期待できないのである。」（ブルデュー,1998,66-67）

ポリティクスの象徴が生む暴力は、個々人の自覚的な意識ではなく、潜在的な「性向」に影響を及ぼしている。

そして、このようなブルデューの述べる「性向」とは、これまでの議論を踏まえれば「セクシュアリティ」そのものである。ポルノグラフィの例が示していたように、ポルノグラフィに基づいた「セクシュアリティ」という「性向」が「男性支配」という「象徴支配」を生み出していた。そしてブルデューに従うのであれば、「セクシュアリティ」をめぐる、「特例法」のようなポリティクスの書き換えもまたこの「セクシュアリティ」という「性向」のうちでなされる必要がある。

ではこのような「セクシュアリティ」という「性向の社会的な生産条件のラディカルな変容」とはどのようなものなのだろうか。

本論の分析から得られた一つの示唆的なこの問い合わせへの答えは、「象徴」から「セクシュアルな身体」へとセクシュアリティの水準を移行することである。ベルサーニが述べるように、「セクシュアルな身体」の水準での体験は「象徴」としてのポリティクスを超過する力を潜在的にもつ。このようなセクシュアルな「身体化」こそが、「象徴」に依拠するセクシュアリティに関わるポリティクスを書き換えることを可能にするだろう。

それゆえ、「特例法」は正においても、TGが生きている「セクシュアルな身体」へと視座を向けてゆくことが必要である。ポリティクスとの闘いは、イマ、ココで生きられている「セクシュアルな身体」において賭けられている。

#### 【参考文献一覧】（アルファベット順、発行年はすべて原典初版年を第一に記載）

- [1] Bettcher,Talia When selves have sex:What the phenomenology of trans sexuality can teach about sexual orientation (from Journal of Homosexuality61:5[2014])
- [2] Bersani,Leo,The Freudian Body,Columbia University Press(1986)
- [3] 同 Is the Rectum a Grave ?, (1987)(from Is the Rectum a Grave ? AND OTHER ESSAYS,The University of Chicago Press[2010])

- [4] ブルデュー, ピエール『男性支配』坂本さやか、坂本浩也訳 藤原書店 (1998)
- [5] Edelman,LeeNO FUTURE,Duke(2004)
- [6] フロイト, ジークムント『性理論のための三篇』(1905) (渡邊俊之, 越智和弘ほか訳『フロイト全集〈6〉1901-06年—症例「ドーラ」・性理論三篇』岩波書店 [2009] より)
- [7] 東優子「トランスジェンダー概念と脱病理化をめぐる動向」(『こころの科学 通巻189号 LGBTと性別違和』針間克己編 [2016a])
- [8] 同「LGBTの人権と医療」(『精神科治療学 第31巻8号(通巻364号) —特集LGBTを正しく理解し、適切に対応するため』星和書店 [2016b] より)
- [9] 井芹真紀子『フレキシブルな身体』(『論叢クィア vol.6』クィア学会 [2013] より)
- [10] 古怒田望人「性同一性障害特例法」が要求する強制的身体変容の問題 トランスジェンダー内での「排除の原理」を断ち切れ』『週刊金曜日』1152号(2017)
- [11] カリフィア, パトリックほか『セックス・チェンジズ トランスジェンダーの政治学』石倉由+吉池祥子ほか訳 作品社 (2005)
- [12] 三橋順子「往還するジェンダーと身体 - トランスジェンダーを生きる -」(鷺田清和, 萩野美穂ほか編『身体をめぐるレッスン1 夢みる身体』[2006] 岩波書店より)
- [13] Rubin,Gayle,Thinking Sex (1982) (from 同,DEVIATIONS,DUKE [2011])
- [14] Salamon,Gayle ,Assuming A Body-Transgender and Rhetorics of Materiality,Columbia University Press ,2010
- [15] 杉田水脈「『LGBT』支援の度が過ぎる」(『新潮45 8月号』[2018])
- [16] 田巻帝子「性同一性障害性別違和をもつ当事者に法は応答できているか?」(谷口洋幸, 紫部六郎ほか編『セクシュアリティと法』法律文化社 [2017] より)
- [17] 鶴田幸恵『性同一性障害のエスノグラフィー性現象の社会学—』ハーベスト社 (2009)
- [18] 吉野駿「「多様な身体」が性同一性障害特例法に投げかけるもの」(『Core Ethics Vol.4』立命館大学大学院先端総合学術研究科 [2008] より)
- [19] 米沢泉美編著『トランスジェンダリズム宣言』社会批評社 (2003)

## 注

- 1) 田巻,2017,30-31
- 2) この点に関しては吉野,2008,384-385 も参照。
- 3) 本節は古怒田,2017 を加筆修正したものである。
- 4) 例えば、フロイト,1905,185 を参照。
- 5) たしかに、このような超過に対してポルノグラフィによる一元的なセックス観の同一性=再生産が対立し、管理する可能性は大いにある。けれども、わたしたちはポルノグラフィの多様性-徹底的にマチズモであるようなゲイのAVから男性性と女性性が入り混じった女装者のAVまで-に目をむけ、ポルノグラフィのうちに抵抗点を見出すべきだと考える。
- 6) フロイト,1905,278 をも参照。
- 7) 井芹はベルサーニが可変的な(「フレキシブルな」)身体の反復を描くことで「自らの十全性」を可能にするような身体を描いていると批判する(井芹,2013,47)。けれども、ベルサーニが定義する身体は井芹の言う「フレキシビリティ」を介して、自己十全化してゆくような身体性ではなく、主体が擾乱的に変態してゆくような身体性である。ただ井芹の言う、ベルサーニにおける他者のありようの問題(性源域のナルシズムにおける対象関係の問題)にか

- んしてはより深くベルサーニを追うことで応答しなければならない。この点は稿を改めて論じたい。
- 8)確かにこのような「女性性」へ過剰な演出は、逆に、ステレオタイプ的な「女性性」の反復に繋がらないのか、つまり、男女二元論の「擾乱」ではなく「強化」が生まれるのではないかという批判が考えられる。実際、三橋は同論考で女装者たちが自らを「女性性」に強く同一化することで、ホモセクシャルと自らを差別化し、ホモフォビアを生み出していたとのべている(三橋,2006,63)。この複雑な問題点に関しては稿を改めて詳しく論じたいと思うが、ここで二点だけ述べておきたい。1)女装者は、「女性」として扱われつつも、その骨格や声の男性性から、男女二元性のどちらかに留め置くことができない存在であり、かならずしもステレオタイプ的な女性性を反復する存在ではないこと、2)MTF でありながら生物学的に女性と性愛をするケースや MTF 同士の恋愛等、TG の「性愛」を考慮すると TG の欲望はヘテロ中心主義の同一性=再生産とは別の方向を描いている、この二点である。
- 9)フロイトが述べた幼児期における性原域と TG のセクシャリティとの関係性については、パトリック・カリフィアがすでに言及している (カリフィア,1997,405-406)

## The Problem of Sexuality in “Special Law for Gender Identity Disorder”

Aasahi KONUTA

### **Abstract:**

There have been a lot of discussions about “Special Law for Gender Identity Disorder,” which was established in 2003. At the core of these discussions were the topics of transgender rights and social inclusion, which this law endangers. In this paper, we will focus on the problem of sexuality according to this law, as it forces transgender people to change their body or to lose their reproductive function. Through a critical discussion of sexuality, we will see what kind of sexuality this law allows and prohibits, and at the end of this paper, we try to rethink transgendered sexuality in terms that challenge this law.

**Key Words :** transgender, sexuality, body, special law for gender identity disorder, politics